

競争加入者心得

平成16年4月1日

事務局長裁定

改正 平成25年7月11日

改正 平成30年10月1日

改正 令和元年10月23日

改正 令和4年4月26日

(趣旨)

第1 国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人東京海洋大学会計規則（以下「会計規則」という。）、国立大学法人東京海洋大学契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）、政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する国立大学法人東京海洋大学会計規則及び国立大学法人東京海洋大学工事請負等契約に関する申合せに定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、取扱細則第6条の規定に該当しない者であって、本学契約担当役（以下「契約担当役」という。）が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、取扱細則第6条に規定する「特別の理由がある場合」に該当する。

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保とは、落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）（以下「銀行等」という。）の保証であるものとする。

(入札保証金等の納付)

第5 競争加入者は、入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、別紙第1号様式の入札保証金納付書に振込を証明する書類を添えて、本学出納命令役（以下「出納命令役」という。）に提出しなければならない。

第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定する銀行等の保証である場合には、当該保証を証する書面を別紙第2号様式の入札保証書提出書に添付して、契約担当役に提出しなければならない。

第7 競争加入者は、第3ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものである場合には、当該契約に係る保険証券を契約担当役に提出しなければならない。

第8 競争加入者は、第3ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受けたことによるものである場合には、当該契約保証予約証書を契約担当役に提出し

なければならない。

(入札保証金等の還付)

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては速やかにこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金等の本学帰属)

第10 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

(入札)

第11 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項(別添1)に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第12 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 第2号及び前号の入札金額には、入札保証金の金額等(銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。)又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

(入札辞退)

第13 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあつては、別紙第3号様式の入札辞退届を契約担当役に直接持参するものとする。また、政府調達協定対象工事の場合は、持参又は郵送(書留郵便等、配達記録が残る方法で、入札書の提出期限までに到達するものに限る。)により提出することができる。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成のうえ提出することができる。

二 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、契約担当役に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第14 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第15 競争加入者は、取扱細則第6条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、取扱細則第6条に規定する「特別の理由がある場合」に該当する。

(入札場の自由入退場の禁止)

第16 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員(以下「入札関係職員」という。)及び第30の立会い職員以外の者は入場することができない。

第17 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第18 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第19 競争加入者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第20 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第21 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）

第22 競争加入者は、別紙第4号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）及び工事名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第23 入札書は、持参するものとする。また、政府調達協定対象工事の場合は、持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が残る方法で、入札書の提出期限までに到達するものに限る。）により提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当役あての親展で提出しなければならない。

第24 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第25 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第26 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第27 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（競争入札の取りやめ等）

第28 契約担当役は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（無効の入札）

第29 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書

- 三 請負に付される工事の表示, 入札金額の記載又は記録のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名(法人の場合は, その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書(電子入札システムによる場合は, 電子証明書を取得していない者の提出した入札書)
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名(法人の場合は, その名称又は商号及び代表者の氏名), 代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は, その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には, 正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)(電子入札システムによる場合は, 電子証明書を取得していない者の提出した入札書)
- 六 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- 九 所定の入札保証金, 入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
- 十 入札公告, 公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 十一 公正な価格を害し, 又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第30 開札は, 競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において, 競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは, 入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第31 有効な入札書を提出した者であって, 予定価格の制限の範囲内で最低の価格(会計規則第38条第2項に規定する契約にあつては, 価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第32 予定価格が1,000万円を超えるものについては, 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては, その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは, 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格(会計規則第38条第2項に規定する契約にあつては, 価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの)の次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において, 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は, 契約担当役の行う調査に協力しなければならない。

第33 予定価格が1,000万円を超えるものについて, 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは, 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格(会計規則第38条第2項に規定する契約にあつては, 価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの)の次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第34 第32及び第33の規定により契約の相手方を決定したときは, 他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第35 開札をした場合において, 競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは, 再度の入札を行うことがある。

(同価格・同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第36 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式の場合は, 評価値が最も高い者)

が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第37 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当役から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当役が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第38 落札者が第37に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第39 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第37に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約担当役に提出しなければならない。ただし、契約担当役がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金)

第40 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上（政府調達協定対象工事又は「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(契約保証金に代わる担保)

第41 第40に規定する契約保証金に代わる担保とは、債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証であるものとする。

(契約保証金等の納付)

第42 契約の相手方は、契約保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、別紙第5号様式の契約保証金納付書に振込を証明する書類を添えて、出納命令役に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が第41に規定する金融機関等の保証である場合には、当該保証を証する書面を別紙第6号様式の契約保証書提出書に添付して、契約担当役に提出しなければならない。

第44 契約の相手方は、第40ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものである場合には、当該契約に係る保険証券を契約担当役に提出しなければならない。

第45 契約の相手方は、第40ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証証券による保証を付することによるものである場合には、当該保証を証する証券を契約担当役に提出しなければならない。

(契約保証金等の本学帰属)

第46 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金等の還付)

第47 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約に基づく給付が完了したとき、その他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第48 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(電子入札システムにより申請する場合)

第49 電子入札対象案件については, 文部科学省電子入札システム利用規程及び文部科学省電子入札運用基準に基づき行うものとする。

入札保証金納付書

納付金額 金 円也

工 事 名 _____ [競争入札に付する事項]

上記工事の請負契約のための競争入札の入札保証金として、上記の金額を納付します。

この入札保証金は、入札の結果、落札した場合において入札公告（指名通知）に示された手続きをしなかったときは、国立大学法人東京海洋大学に帰属するものであることを了承しました。

なお、契約を締結し契約保証金に充当しない場合、又は落札しない場合は下記口座へ振り込み願います。

記

銀 行 名
口座名義人
口座種類
口座番号

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京海洋大学 御中

競争加入者
住 所
法人等名
代表者等氏名

印

入札保証書提出書

保証金額 金 円也

工 事 名 _____ [競争入札に付する事項]

上記工事の請負契約のための競争入札の入札保証金に代わる担保として、別紙のとおり保証書を提出します。

この入札保証金に代わる担保は、入札の結果、落札した場合において入札公告（指名通知）に示された手続きをしなかったときは、国立大学法人東京海洋大学に帰属するものであることを了承しました。

なお、契約を締結した場合、又は落札しない場合は返還願います。

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京海洋大学 御中

競争加入者
住 所
法人等名
代表者等氏名

印

入札辞退届

工 事 名 _____〔競争入札に付する事項〕_____

このたび、上記工事について、都合により入札を辞退します。

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京海洋大学 御中

競争加入者
住 所
法人等名
代表者等氏名

印

入札書

工 事 名 _____〔競争入札に付する事項〕

入札金額 金 _____ 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京海洋大学 御中

競争加入者
住 所
法人等名
代表者等氏名 印

※ 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

契約保証金納付書

納付金額 金 円也

工 事 名 _____ [競争入札に付する事項]

上記工事の請負契約のための契約保証金として、上記の金額を納付します。

この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、国立大学法人東京海洋大学に帰属するものであることを了承しました。

なお、契約に基づく給付が完了した場合は下記口座へ振り込み願います。

記

銀 行 名
口座名義人
口座種類
口座番号

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京海洋大学 御中

受注者
住 所
法人等名
代表者等氏名

印

契約保証書提出書

保証金額 金 円也

工 事 名 _____ [競争入札に付する事項]

上記工事の請負契約のための契約保証金に代わる担保として、別紙のとおり保証書を提出します。

この契約保証金に代わる担保は、契約上の義務を履行しないときは、国立大学法人東京海洋大学に帰属するものであることを了承しました。

なお、契約に基づく給付が完了した場合は返還願います。

(元号) 年 月 日

国立大学法人東京海洋大学 御中

受注者

住 所

法人等名

代表者等氏名

印

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。